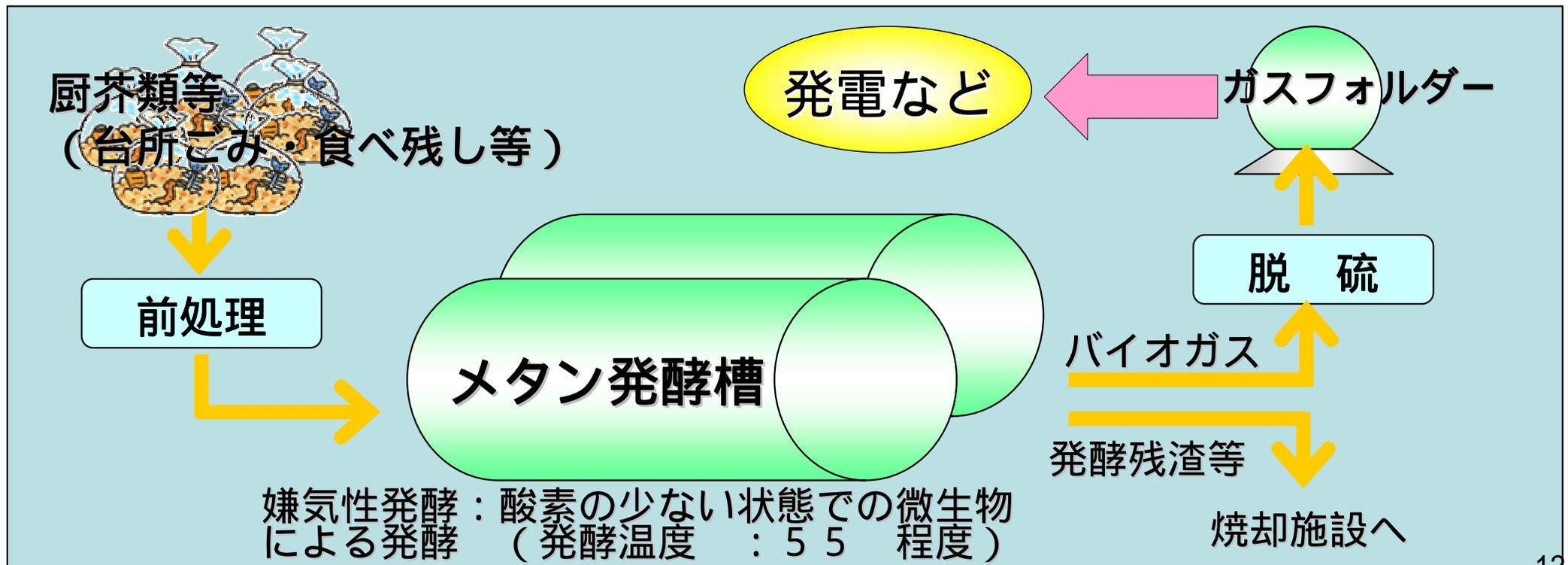
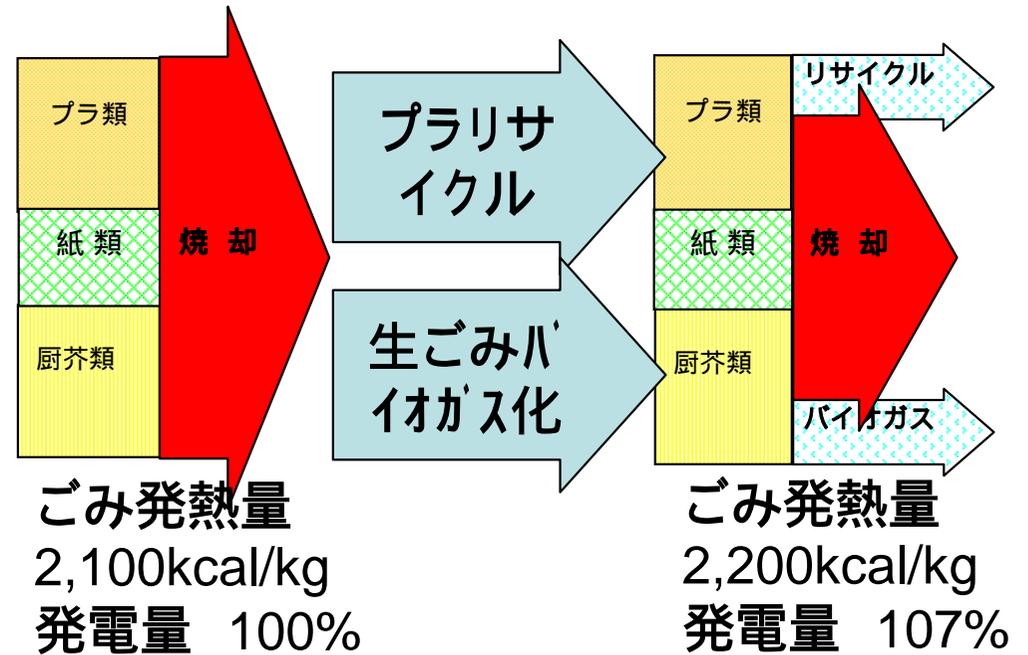


# 京都市におけるバイオガス化施設(高効率メタン化施設)の整備について

京都市では、平成11年以降民間企業とバイオガス化の実証研究に取組み、プラスチックリサイクルに併せ、生ごみバイオガス化が有効であることを確認。

これを踏まえ、日処理能力60トンのバイオガス化施設を京都市南部クリーンセンターに整備することを計画。



# 2 . 3 R 活動の促進

## 3 R 推進全国大会

3 R活動推進フォーラム と愛知県、名古屋市とともに3 Rについての理解を深め、より広範な3 R活動の推進を目的として開催。3 R推進に寄与した方々の環境大臣表彰、小宮山会長の特別講演、先進事例発表などを行った。

また、同時開催した「メッセなごや2006～環業見本市において環境技術、関連機器の展示、3 Rに関する取組などの展示を行った。(3日間で37,000人を超える人が来場)

- ・日時:平成18年10月19日(木)～21日(土)
- ・場所:ポートメッセなごや(名古屋国際展示場)
- ・主催:環境省、愛知県、名古屋市、3 R活動推進フォーラム

「3 R活動推進フォーラム」とは、幅広くNGO、事業者、研究機関、行政の参加を得て、我が国の循環型社会の構築を推進する運動体として、平成18年1月に設立された団体。会長は小宮山 宏東京大学総長。



環境大臣表彰

## WEBマガジンRe-Style (リ・スタイル)

循環型社会におけるライフスタイルを、リデュース (Reduce:発生抑制)・リユース(Reuse:再使用)・リサイクル(Recycle:再生利用)の3つの(Re-)をとって「リ・スタイル(Re-Style)」として提唱・推進するためのWEBマガジンを運営。身近な話題からRe-Styleを共に考えるきっかけやライフスタイルを変えていくために役立つ实用情報をコラムや特集等において提供している。



# 3 . エコ・コミュニティ事業

- NPO・NGOや事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組（3Rの推進等）で、他の地域のモデルとなるような事業を公募してエコ・コミュニティ事業として実施。
- 平成17年度は、36件の応募の中、8件の事業を採択した。

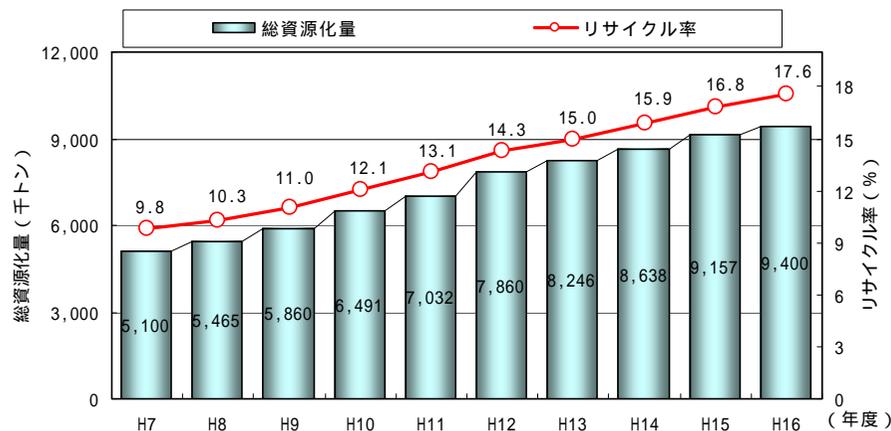
かまえゆかりプロジェクト事業	漁村独自の廃棄物の再利用。再生利用の観点から貝殻アート、流木アートビードロ細工などの各種指導教室の開催や地域通貨の実験を行った。
「食」を通じた農村地域と中心市街地の地域循環型社会形成事業	農村集落(生産)と商店街(消費)が連携し、コミュニティレストランを中心に、交流を図るとともに、地場や旬の食材を活かしたメニュー開発を行い、地域にあった食材の生産などを実施した。ごみの減量化などについて意識調査を行った。
PETボトルのキャップのリサイクルによる資源循環型モデル事業	PETボトルのキャップを公民館や学校、協賛企業の協力で専用回収箱により回収し、社会福祉法人において再選別及び洗浄を実施、再資源化してデッキやベンチ、フラワーボックス等の景観製品にリサイクルするシステムを構築した。
家電販売店との協力で蛍光管の適正処理システム構築事業	現在、埋立・焼却処分されている蛍光管について、家電販売店の協力を得て、回収BOXを設置し、一定期間実験回収を行い、課題や問題点の検証を行い、蛍光管の回収・適正処理システムづくりを目指した。
都会と中山間地を生産物と廃棄物で対流・共生を図る市民事業	飲食店・旅館・ホテルから排出される廃食油をバイオ軽油として精製し、市内運送会社や建設会社等で使用し、「菜の花オーナー」を集い、菜種油の普及や交流事業、エコツアーの受け入れを行った。
里山の手入れの結果出る未利用材(特に竹)活用のための流通ルートづくり事業	森の手入れを行うボランティアグループのネットワークを作り、「竹」回収処理を行い、ごみの減量化を行った。回収された竹は最終的にパウダー状に加工し、品質データを取るとともに、プラスチック等に形成し、製品開発も行う。
大都市における食品容器回収に関する意識改革推進事業	ペットボトルの自動分別回収機をスーパーマーケット等商業施設に設置し、回収、再生を行い再生商品を地域内にて販売した。
地域に眠る衣料資源の循環利用実証事業	不要な再生可能衣類のリメイク及びイージーオーダーを行うことにより、衣類のリユースを進めた。また、HPを開設し、事業の紹介や普及啓発を行った。

# 4 . 各種リサイクル制度の強化等

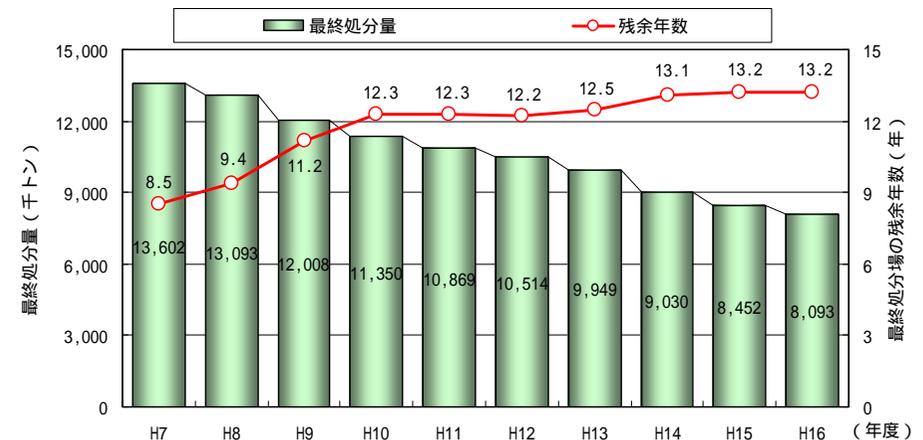
## 【1】容器包装リサイクル法の見直し

容器包装リサイクル法（平成7年制定）は、リサイクル率の上昇、一般廃棄物の最終処分量の減少等、循環型社会の形成に寄与。

< 一般廃棄物の総資源化量とリサイクル率の推移 >



< 一般廃棄物の最終処分量と最終処分場の残余年数の推移 >



容器包装廃棄物に係る効果的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進  
リサイクルに要する社会全体のコストの効率化  
国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

容器包装リサイクル法の改正（平成18年6月）

# 容器包装リサイクル法改正の概要

容器包装廃棄物の  
排出抑制の促進  
(レジ袋対策等)

## 消費者の意識向上・事業者との連携の促進

小売業等について、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出の状況や排出抑制の取組の調査、消費者への指導・助言を行う。(H19.4施行)

## 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

小売業等について、「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるとともに、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入する。(H19.4施行)

質の高い分別収集・  
再商品化の推進

## 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者が、再商品化の合理化の程度等を勘案して定められる額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設する。(H20.4施行)

事業者間の  
公平性の確保

## 再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化

再商品化の義務を果たさない事業者(いわゆる「ただ乗り事業者」)に対する罰則を強化する。(H18.12施行)

容器包装廃棄物の  
円滑な再商品化

## 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

廃ペットボトルの国外への流出にかんがみ、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」を基本方針に定める事項に追加して国の方針を明らかにする。(H18.12施行)

# 容器包装の3Rに向けた取組の促進

## 1. 改正容器包装リサイクル法に基づく措置

### 事業者の判断基準の設定と施行

- 小売業者を対象に、レジ袋等の使用削減の取組を促進

### 容器包装廃棄物排出抑制推進員制度

- 環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す影響力のあるオピニオンリーダー等を環境大臣が委嘱。



愛称を「3R推進マイスター」と決定。若林大臣が提案者に記念品を贈呈（平成18年10月）

## 2. 環境省と事業者との自主協定の締結

- 我が国初となる環境保全に向けた取組に関する自主協定を、先進的取組を行うローソン、モスフードサービスと環境省が締結。

小池前大臣とローソン、モスフードサービス両社の社長が協定書に調印（平成18年9月）



# 【2】家電リサイクル法の見直し

## 家電リサイクル法の仕組み

